

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定（他の市町村に住所を変更した場合を含む。）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 7 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第 4 条 第 5 条 第 6 条 附則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 受給資格 第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの イ 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。） ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。） 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの 四 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者</p>

2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす

第五条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 支給月額

月を単位として支給するものとする。

(1) 一般受給者

①児童手当

ア 3歳未満 15,000円

イ 3歳以上小学校修了前まで 10,000円（第3子以降15,000円）

ウ 中学生 10,000円

②特例給付（所得制限限度額以上の者）

中学校修了前まで 5,000円

(2)施設等受給者（児童手当）

①3歳未満 15,000円

②3歳以上中学生まで 10,000円

参 考 資 料

標 準 処 理 期 間

■設定 □未設定

50日

備 考

設 定 日

平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の額の改定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (増額) 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合は、児童手当の額の改定請求に基づき審査を行う。 (減額) 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合は、届出に基づき審査を行う。 改定額は、受給資格及び額の認定時の基準（児童手当法第 6 条）に同じ。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	5 0 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の未払請求
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第 3 条第 1 項、第 4 条、第 6 条、第 8 条第 3 項、第 9 条、附則第 6 条、附則第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であった者にその未支払の児童手当を支払う。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	5 0 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定（公務員の場合）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 17 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第 3 条第 1 項、第 4 条～第 6 条、第 7 条第 1 項・第 2 項、第 8 条第 1 項～第 3 項、附則第 6 条、附則第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 受給資格</p> <p>①住所要件 町内に住所を有すること。</p> <p>②養育に関する要件 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、父母の場合にあつてはこれと生計を同じくし、父母以外の場合にあつてはその生計を維持すること。</p> <p>③所得要件 前年又は前々年の所得が限度額未満であること。1月から5月までの月分の児童手当については前々年の所得、6月から12月までの月分の児童手当については前年の所得により審査する。 ※所得が限度額超過のため、児童手当が支給されない被用者に対しては、特例給付の所得限度額未満かどうか審査を行い、限度額未満であれば特例給付として認定する（児童手当法附則第6条第1項）。</p> <p>(2) 支給月額</p> <p>① 3歳未満の児童の児童手当については月額15,000円とする。</p> <p>② 3歳以上小学校修了前までの児童については、養育しているすべての児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）のうち、上から数えて1人目及び2人目の児童は1人につき、月額10,000円、3人目以降の児童については1人につき、月額15,000円とする。</p> <p>(3) 公務員の場合の認定者は、次のとおり。</p> <p>①国家公務員 所属する各省各庁の長又はその委任を受けた者</p> <p>②地方公務員 所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	50日
備考	
設定日	平成27年3月31日